

東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業謝金支給要領

制 定 4 福保感事第 5 3 5 号
令和 4 年 4 月 2 8 日

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実施要綱（令和 4 年 4 月 2 8 日付 4 福保感事第 5 3 4 号）に基づき、休日に小児の診療（検査）を行った診療・検査医療機関への謝金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- 1 都が要請する期間 都が別途定める期間
- 2 休日 土曜日（午後）、日曜日及び国民の祝日
- 3 小児 15 歳未満の者

(対象患者)

第 3 条 本要綱に定める謝金の支給対象となる診療（検査）の提供を受ける患者は、下記のいずれかを満たす小児患者とする。

- 1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者
- 2 新型コロナウイルス感染症陽性の者

(支給対象医療機関)

第 4 条 本要綱に定める謝金の支給対象医療機関は、次の各号の要件を全て満たす医療機関とする。ただし、都立病院は支給の対象としない。

- 1 診療・検査医療機関の指定を受けていること
- 2 診療・検査医療機関登録サイト上にて、対象者欄の「小児患者に対応可」の登録があること
- 3 都が要請する期間の休日に小児の発熱患者等への診療（検査）実績を有すること

(支給額の算定方法)

第 5 条 謝金の算定は、都が要請する期間に行った第 3 条第 1 号に定める者に対する診療及び検査一件並びに同条第 2 号に定める者に対する診療一件につき 4,300 円とする。

(支給手続)

第 6 条 謝金の支給を受けようとする医療機関は、都が指示する期日までに、東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実績報告書兼請求書（様式 1）、東京都診療・検査医療機関休日小児診療促進事業実績内訳（様式 2）及び支払金口座振替依頼書に必要な事項を記入、押印の上、都が指示する提出先に送付する。

(謝金の支給)

第 7 条 都は、第 6 条の規定により実績報告書等の提出があったときは、内容を審査し、適正と認めた場合に謝金を支給するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 2 8 日から施行する。